

統計調査課通信 Vol.10

知って楽しい産業分類 ～その仕事、何産業？～



今年はすべての事業所・企業を対象とした「経済センサス-活動調査」の実施年です。経済センサスのように事業所や企業を対象とした統計調査は、その事業所・企業が行う経済活動の種類によって分類され、結果が公表されています。皆さんの職場やいつものお店… どこに、どのように分類されているか、知っていますか？

01 分類の基準って？

統計調査の結果を産業別に分類するために用いられている基準が「日本標準産業分類」です。

統計法で特に重要とされている基幹統計において、産業別に統計を公表する場合は、すべてこの分類に基づいて公表しています。

生産物や取扱商品、提供しているサービスなどの違いによって「大分類（アルファベット）—中分類（2桁）—小分類（3桁）—細分類（4桁）」の4段階に階層化されています。

大分類は20、中分類は99、小分類は536、細分類になると1,437にも分かれています。（※）

※日本標準産業分類 第14回改訂版（令和5年7月告示）

✂️……美容室 の産業分類

大分類

N：生活関連サービス業・娯楽業

中分類

78 洗濯・理容・美容・浴場業

小分類

783 美容業

細分類

7831 美容業

02 「いつものお店」の産業分類を知ろう

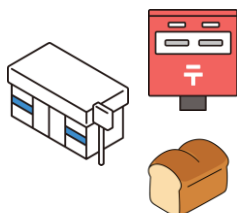
普段何気なく利用しているお店が、統計調査においてどこに分類されるのかをいくつかの具体例から分かりやすく見ていきましょう。

コンビニエンスストア



大分類：卸売業、小売業

仕入れた商品を直接消費者へ販売するため「**小売業**」に該当します。



郵便局



大分類：複合サービス事業

or

大分類：運輸業、郵便業

配達のほか、郵便窓口業務や金融・保険業務などのサービスを提供している郵便局は「**複合サービス事業**」に該当します。仕分け・発送に特化した郵便局は「**運輸業・郵便業**」となります。

パン屋



大分類：卸売業、小売業

or

大分類：製造業

パンを直接消費者へ販売する場合はコンビニと同じ「**小売業**」に該当します。主にパンを製造してスーパーや小売店などへ出荷している大型の製パン工場などは「**製造業（パン・菓子製造業）**」に分類されます。

分類のルールを押さえて、統計データの見え方と活用の幅を広げましょう！



複数の業務を行っている会社はどのように分類するの？

1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、**主要な活動（例えば、利益や売上高などの最も大きいもの）**によって該当する分類を決定します。



事務用品の卸売り（売上：150万円）と事務用品の賃貸（売上：60万円）の場合
売上げの多い「卸売業」に分類されます。

（総務省統計局HP「日本標準産業分類に関するお問合せについて」より）

「観光業」が産業分類にありません！どうしたらいいの？

「観光業」は、観光を目的としてモノ・サービスを受け取る側の視点で、複数の産業をまたいで構成されます。そのため事業所（供給側）が行う業務内容という視点で区分されている産業分類には該当する区分がありません。

この場合、以下のような参照方法が考えられます。

- ① 観光の目的の中核となることの多い「**宿泊**」や「**食事**」などに関連する**宿泊・飲食サービス業**のデータを参照する。
- ② **地域の特徴** に応じてさらに産業分類を追加して分析する。

↓
アミューズメント施設や娯楽施設が多い地域

大分類：生活関連サービス業
中分類：娯楽業

観光バス・タクシーが多い地域

大分類：運輸業・郵便業
中分類：道路旅客運送業

有名な神社・仏閣が多い地域

大分類：サービス業（分類されないもの）
中分類：宗教

業種ではなく「作っている・売っているモノ」で調べたい！

経済センサス-活動調査では、製造業および卸売業・小売業において、製造品・商品ごとに集計した**品目別の統計表が公表されています**。品目別の統計表を活用することで、どのようなモノがどれくらいの規模で生産・販売されているかなどを調べることができます。（※）

※集計の分類方法や地域区分（全国、都道府県、市区町村など）は統計表ごとに異なるため、目的に応じたデータを選択することが大切です。

※令和8年経済センサス-活動調査の集計結果は令和9年5月末以降、順次公表される予定です。

今回は日本標準産業分類について説明しました。紹介しきれなかった産業分類は総務省のHPに掲載されています。下記リンクからぜひご覧ください。

■総務省ホームページ：[総務省](#) | [統計基準等](#) | [日本標準産業分類](#)

参考文献 [総務省統計局ホームページ](#)、[e-Stat](#)、[日本標準産業分類に関するお問合せについて](#)

